

問い合わせ先

	項目	電話番号	団体名
1	貯金・融資等に関する事	076-234-8821	東日本信漁連 石川支店
2	漁業共済に関する事	076-234-8824	全国合同漁業共済組合石川県事務所
3	漁船保険に関する事	076-225-8893	日本漁船保険組合石川県支所
4	共済（保険）に関する事	076-234-8825	共水連石川支店
5	その他	076-234-8815	石川県漁業協同組合

1. 貯金・融資等に関する事

- ・貯金通帳、印章、キャッシュカード等を紛失された場合の払戻し
- ・口座振替（口座からの自動引落し）に関するご相談
- ・ご返済に関するご相談（ご返済の一時的な停止や、返済期限の延長など）
- ・住宅ローンやマイカーローンなどローンに関するご相談
- ・特別融資（漁業経営再開にかかる運転資金）に関するご相談
- ・店舗の営業時間等に関する事

2. 漁獲共済に関する事

【引受について】

被災により契約者と確認の取れない契約の更新については、一旦みなし更新となるよう手続きを行いますので、確認が取れた後で掛金払込み等のご対応をお願い致します。

被災により掛金の全額払込みが困難な方は、初回1円以上の分割（利息無し）をご利用いただけます。（掛金の免除ではありませんのでご注意ください）

これまで未加入の方で、被災を機に加入を希望される方に於かれましては、当面新規加入はできませんのでご了承ください。

【共済金支払いについて】

地震発生（令和6年1月1日）以前に開始の契約で、現契約期間の終わりまでに操業再開の見込みが無く、共済金支払いの早期実行をご希望の方は、早期対応が可能な場合がございますので、お問合せ下さい。（契約の状況によっては、早期対応が困難な場合もございますのでご了承ください。）

積立ぶらすは、早期払戻し対応ができませんのでご了承ください。

### 3. 漁船保険に関すること

「みなし更新」について

能登半島地震後に更新を迎える漁船保険契約について、①船主の加入意思確認が取れない、②漁船の安否が確認できない、③漁協ならびに金融機関の機能停止のため物理的に保険料の集収払込みができない場合のいずれかに該当する場合、漁船保険組合石川県支所において加入申込書を作成したことをもって更新（みなし更新）を認め、契約成立とみなします。

ただし、保険料を受領していないため、引受確定とはならず仮契約となります。後日、保険料の払込みが必要でず。被保険者からの保険料が入金されたことが確認できた時点で「引受確定」として取扱います。

また、被保険者が物理的に保険料の払込みができなかった場合、当該保険料未受領期間に発生した保険事故に関しても、保険組合は填補責任を負います。

後日、全損等により保険契約を更新しないことが確定したものについては、更新がなかったものとして処理します。

### 4. 共済金のお支払い・掛金に関すること

○被害調査について

○共済掛金について

- ① 特例措置期間（令和6年1月1日より令和6年7月31日）
- ② 共済掛金（チョコー・くらし・ねんきん）の払込猶予
- ③ くらし・カサイ・ノリコーの更改手続きの猶予
- ④ 証書貸付の利息免除
- ⑤ 特例措置期間の入院共済金の取扱い

### 5. その他

① 沈没・転覆した漁船の引き揚げ、移動について

沈没・転覆した漁船の引き揚げ・移動は、原則としてご自身で行って頂くものになりますが、まずは、対応が可能かどうか業者を探しております。

※ 沈没・転覆漁船の引き揚げは漁船保険の支払い対象になる場合があります。

② 輪島港など隆起した漁港の漁船移動について

方法や費用負担など検討中です。

また、一時的な移動先についても、移動先の漁港を使用・管理する支所との調整が必要なため、現在検討中です。

決定次第お知らせいたします。

③ 復興までの間の支援について

【漁場復旧対策支援事業】

漁場の機能再生・回復を図るための、調査、漂流・堆積物の除去等に從事していただき、賃金等の形でお支払いする支援（漁場復旧対策支援事業）が国から示されております。

詳細については所属支所等を通じてお知らせいたします。

【漁業復興担い手確保支援事業】

他の漁船や他地域の漁業者等に一時的に雇用される場合に、雇用する事業主に対し助成が行われます。

（月額最大18.8万円、最長24ヶ月）

当該事業のご要望がありましたら、まずは所属支所へご連絡ください。

④ 出資金の一時払戻しについて

漁港、漁協施設の復旧が長期にわたると見込まれる門前、輪島、すず支所に所属する組合員について、希望する方が出資金一時払戻し（最低1万円残し）を行います。

また、上記支所以外の組合員で、漁船や漁具に深刻な被害のあった方については、地震災害対策本部の判断により払い戻しを行う事ができる可能性もありますので、個別にご相談ください。

払戻しを希望する方は、所属する支所、もしくは本所窓口へお申し込みください。

窓口へお越しできない場合は、所定の書類（JFいしかわHPに掲載）を印刷し、書類に記載の郵送先へ送付してください。

なお、払戻しの際は、みなし配当課税が源泉徴収されます。（1万円に対し200円程度）

また、お支払いは銀行振込みのみとさせていただきます。

※ 復興後、原則として減口した額の回復を求めますが、期間や金額等については今後検討します。

⑤ 漁船リース・新リースのリース料の支払いについて

漁港の隆起などの理由により長期間操業ができない場合について、漁船リース・新リース事業のリース料の支払いを猶予する措置を要請しております。

決まり次第お知らせいたします。

⑥ 漁船・漁具、養殖施設の復旧に対する支援について

被災した漁業者の漁船の建造、中古船及び漁具・漁労設備の導入が支援されます。（3分の2以上）

また、被災した養殖業者が行う養殖生産用の資機材等の導入が支援されます。（2分の1）

※ 本所窓口 〒920-0022 金沢市北安江3丁目1番38号 石川県水産会館2階

このお知らせは、石川県漁業協同組合のホームページ、Facebook、X（旧Twitter）でも公開しており、今後も新たな情報があり次第、随時お知らせを更新する予定です。